

## 南越前町本と遊びの交流広場整備事業（設計・施工）公募型プロポーザル実施要領

本プロポーザルは、令和8年度予算成立を前提とした事前準備手続きであり、予算成立後に効力が生じる事業であることを了承したうえで参加すること。そのため、議会において予算に関する議決が得られない場合は、契約を締結しないことがある。

### 1 実施の目的

南越前町本と遊びの交流広場整備事業（設計・施工）は、ニーズに対応した子どもの多様な遊び・交流空間を確保することにより、子どもの幸せに繋がる環境整備を目指すものである。

これらを踏まえ、本事業の実施にあたっては、企画力、デザイン性に加え、子どもの発達や安全管理などの専門的知見を総合的に評価し、最適な事業者と契約を締結する必要あることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者を特定するものとする。

### 2 業務の概要

(1)業務名	南越前町本と遊びの交流広場整備事業（設計・施工）
(2)対象施設	南越前文化会館（南越前町牧谷29-15-1）
(3)業務内容	本と遊びの交流広場整備に係る実施設計及び工事一式 整備に係る調査、測量、設計業務 整備に係る施工業務 その他、上記に関連し必要となる準備、調整、手続き等を含む ※施工監理は含まない。 ※具体的な内容は要求水準書を参照すること。
(4)業務期間	契約締結日から令和9年2月28日まで
(5)提案上限金額	150,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む） うち設計業務 19,410,000円 うち施工業務 130,590,000円

### 3 プロポーザルの方式

本業務は、公募型プロポーザルにより契約候補者を決定するものとする。

### 4 プロポーザル選定委員会の設置

契約候補者の選定は、南越前町本と遊びの交流広場整備事業（設計・施工）選定委員会設置要領に定める選定委員会が行うものとする。

### 5 参加要件

本プロポーザルに参加できる者は、単独法人又は複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、参加申込提出時点において、次に掲げる要件を満たすものと

する。

(1) 共通の参加資格要件

- ア 業務に必要な専門的能力のある従事者を有するとともに経営基盤が安定しており、要求水準書を踏まえ、適切かつ確実に遂行できること。
- イ 本事業に関する法令、その他関係法令及びそれに基づく通知等を遵守できること。
- ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者でないこと。
- エ 南越前町登録業者指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者及び指名停止の措置要件に該当しない者であること（提出要請日から契約締結日まで）。
- オ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続き開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続き開始の申立て、又は、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続き開始の申立てが行われている者でないこと。
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同条第 2 号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していない者であること。
- キ 国税又は地方税を滞納していない者であること。

(2) 設計事業者の参加資格要件

- ア 令和 7・8 年度南越前町競争入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント業務等）に登録があること。なお、登録業種は、「建築関係コンサルタント」とする。
- イ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の 3 第 1 項の規定により、一級建築士事務所登録簿に登録された者であること。
- ウ 平成 27 年度以降に、国又は地方公共団体が発注した延床面積 400 m<sup>2</sup>以上の建築物（教育施設、福祉・厚生施設、文化・交流・公益施設）の新築、増築、改築又は改修工事にかかる建築設計業務を元請（コンソーシアムの場合は、当該コンソーシアムの構成員でも可）として履行完了した実績を有する者であること。
- エ 本業務に係る管理技術者を専任で配置できること。管理技術者は自社と 3 か月以上の継続的な雇用関係が確認できる者とする。

(3) 施工事業者の参加資格要件

- ア 令和 7・8 年度南越前町競争入札参加資格者名簿（建設工事）に登録があること。なお、登録業種は「建築一式」とする。
- イ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定により建築工事業について特定建設業の許可を受けていること。
- ウ 平成 27 年度以降に、国又は地方公共団体が発注した延床面積 400 m<sup>2</sup>以上の建築物（教育施設、福祉・厚生施設、文化・交流・公益施設）の新築、増築、改築又は改修工事を元請（コンソーシアムの場合は、当該コンソーシアムの構成員でも可）として履行完了した実績を有する者であること。なお、施工を複数の事業者が分担して行う場合は、いずれかの事業者が満たしていること。
- エ 建設業法第 26 条に規定する監理技術者（下請契約金額によっては主任技術者）を専

任で配置できること。監理技術者は、自社と3か月以上の継続的な雇用関係が確認できる者とする。

(4) コンソーシアムの場合

ア 一者が複数の業務を兼ねて実施することや、業務範囲を明確にした上で各業務を複数者の間で分担することは差し支えない。

イ 参加手続きを代表する代表事業者、その他の構成事業者を示し、いずれの業務を実施するかを明らかにすること。

ウ 構成員の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合で、当該事情を勘案し町の承認を得て変更を認めた場合はこの限りでない。

エ 構成員は、他の参加者の代表構成員、構成員となることはできない。

## 6 現地見学会の実施及び申込

(1) 実施日 令和8年1月26日（月）

(2) 内容 南越前文化会館において、現地見学会を実施する。

1者あたりの見学時間は50分以内とする（参加は任意）。

施設内の写真撮影は可能とする。資料配布や質疑応答は行わない。

参加を希望する者は、(3)の提出期限までに申込みを行うこと。

※実施日以外の現地見学は受け付けない。

(3) 提出期限 令和8年1月21日（水）17時まで（必着）

(4) 提出方法 別添の現地見学会申込書（様式第1号）により、電子メールで提出すること。

時間帯の希望については、第一希望から第三希望まで記載すること。

電子メールの件名：「南越前町本と遊びの交流広場整備事業（設計・施工）

公募型プロポーザルに係る現地見学会申込（事業者名）」

※電子メール以外の方法では受け付けない。

(5) 提出先 南越前町保健福祉課メールアドレス hoken@town.minamiechizen.lg.jp

(6) 回答日 令和8年1月23日（金）

(7) 回答方法 電子メールにて現地見学会の実施時間を連絡する。

## 7 質問の受付及び回答

(1) 提出期限 令和8年1月30日（金）17時まで（必着）

(2) 提出方法 別添の質問書（様式第2号）により、電子メールで提出すること。

電子メールの件名：「南越前町本と遊びの交流広場整備事業（設計・施工）

公募型プロポーザルに係る質問（事業者名）」

※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては、回答しない。

(3) 提出先 南越前町保健福祉課メールアドレス hoken@town.minamiechizen.lg.jp

(4) 回答日 令和8年2月6日（金）

(5) 回答方法 電子メール及び町ホームページ

※質問内容について、質問者等を特定するような記載があった場合等は一部

文書を加工する可能性がある。全ての質問への回答を送付・掲載する。

## 8 参加表明書の作成要領

### (1) 参加表明に必要となる書類と提出部数

#### 【企業単独の場合】

- ア 参加表明書（様式第3-1号） 1部
- イ 会社概要（様式第4号） 1部
- ウ 業務実績調書（様式第5号） 1部

#### 【コンソーシアムの場合】

- ア 参加表明書（様式第3-2号） 1部
- イ 会社概要（様式第4号） 各1部（全構成員分）
- ウ 業務実績調書（様式第5号） 各1部（全構成員分）
- エ 構成員一覧表（様式第6号） 1部

### (2) 参加表明書の提出

- ア 提出期限 令和8年2月20日（金）17時まで（必着）
- イ 提出先 南越前町保健福祉課
- ウ 提出方法 持参又は郵送

※持参の場合は、土日祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

※郵送の場合は、配達日時及び配達されたことを証明できる方法によること。

## 9 企画提案書等の作成要領

### (1) 企画提案に必要となる書類と提出部数

- ア 企画提案書等提出届（様式第7号） 1部
- イ 企画提案書（様式第8号） 10部（正1部、副9部）  
※記載すべき内容が網羅されていれば、他の様式によることも可能。
- ウ 概要図等（様式任意） 10部（正1部、副9部）  
※パース図、配置図等
- エ 工程表（様式任意） 10部（正1部、副9部）
- オ 実施体制・配置従事者（様式任意） 10部（正1部、副9部）  
※本業務における設計業務及び施工業務における取組体制等、具体的な実施体制を記載すること。
- カ 見積書（様式任意） 10部（正1部、副9部）  
※工種・種別等の項目毎に、単位、数量、単価、規格、金額等の詳細を記載すること。  
なお、設計業務と施工業務のそれぞれの合計金額が確認できるものとする。
- キ イ～カの電子データ 一式（CD-R等）

### (2) 企画提案書の提出

- ア 提出期限 令和8年3月16日（月）17時まで（必着）
- イ 提出先 南越前町保健福祉課

ウ 提出方法 持参又は郵送

※持参の場合は、土日祝日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分までとする。

※郵送の場合は、配達日時及び配達されたことを証明できる方法によること。

10 審査方法

プロポーザルの審査は、次のとおりとする。

(1) 第1次審査

参加表明をした者の参加資格について、提出書類を審査し、第1次審査通過者を選定する。

(2) 第2次審査

南越前町本と遊びの交流広場整備事業（設計・施工）選定委員会において、第1次審査により選定された者を対象にプレゼンテーションを実施し、契約候補者及び次点候補者を選定する。選定は、評価基準に基づいて評価する。

ア 実施日 令和8年3月23日（月）（詳細は別途通知）

イ 実施場所 南越前町役場 別館第一会議室

（福井県南条郡南越前町東大道29-1）

ウ 参加人数 1者あたりの参加人数は5人までとする。

エ 内容 プrezentationは、提出した企画提案書の内容に基づき行うこと。

オ 時間 プrezentationの1者あたりの時間は、40分程度（提案内容説明約20分、質疑応答約20分）とする。

カ 機材等 プrezentationに要するパソコン等は、参加者にて準備すること。  
なお、プロジェクター及びスクリーンは本町で準備する。

キ 評価基準 審査における評価基準は、別表のとおりとする。

11 審査結果の通知

(1) 第1次審査

審査結果及び第2次審査日時等の詳細を、令和8年2月27日（金）頃に書面により通知する。

(2) 第2次審査

審査結果を、令和8年4月上旬頃に書面により通知する。

12 契約の締結

契約候補者選定後、内容、経費等について再度調整・協議し、協議が整った場合に随意契約手続きを行うものとする。この場合において、契約候補者から見積を徴収する。ただし、協議が整わない場合は、次点候補者と協議を行う。

(1) 仕様等の確定について

町は、契約締結に向けて、契約候補者と協議を行う。協議により、必要な範囲内において、企画提案書の内容等の追加・変更及び削除を行い、本契約の仕様に反映させができるものとする。

## (2) 本事業に係る基本協定の締結

コンソーシアムの場合、仮契約の締結前に構成員の名称、代表者、構成員、権限、責任等の必要な事項を定めた基本協定書を締結し、本町に提出すること。

## (3) 締結方法

設計・施工業務を一体のものとして企画提案募集しているが、契約については、実施設計及び建設工事それぞれの業務で締結する。

本件工事に係る契約が、南越前町議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年南越前町条例第 44 号）第 2 条に該当する場合は、仮契約を締結するものとし、議会の議決を得たとき、当該契約を本契約とみなす。なお、議会の議決が得られなかった場合、仮契約締結後、議会の議決までの間に 5 の参加要件を満たさなくなつた場合又は入札参加の資格制限又は指名停止措置を受けた場合、町は仮契約を解除する。仮契約を解除した場合、町は一切の損害賠償の責任を負わない。

## (4) 契約保証金

契約候補者は、各契約の締結にあたって、契約書の定めに基づき、契約保証金を納付するものとする。ただし、有価証券等の提供又は金融機関等の保証、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結をもって契約保証金の納付に代えることができるものとする。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額の 100 分の 10 とする。南越前町財務規則第 129 各号（第 6 号を除く。）のいずれかに該当する場合においては、契約保証金を免除することがある。

## (5) 支払い条件

本業務における支払いは、原則として業務終了後に支払うものとする。詳細は、契約書に定めるものとする。

## 13 企画提案書の無効（失格事項）

次のいずれかに該当するときは、その提案者を失格とする。

### (1) 提案者が次のいずれかに該当するとき。

- ア プレゼンテーションに出席しなかったとき。
- イ 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。
- ウ 審査結果通知日までに、提案者が参加資格要件を満たさなくなったとき。
- エ 2 案以上の企画提案をしたとき。
- オ 著しく信義に反する行為があったとき。
- カ 契約を履行することが困難と認められるとき。

### (2) 提案書が次のいずれかに該当するとき。

- ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。
- イ 定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。
- ウ 企画提案書の記載内容が、法令違反など、著しく不適当なとき。

#### 14 その他留意事項

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 本手続きのために提出された資料の著作権は、参加者に帰属する。ただし、町は、本業務の公表及びその他町が必要と認める場合、提案書の一部又は全部を無償で使用できるものとする。
- (5) 書類の作成及び提出並びにその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (6) 提出書類について、南越前町情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示する（契約候補者特定前において、当該特定に影響を及ぼすおそれがある情報については、特定後の開示とする）。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報などは、同条例の規定により不開示とする。これらの情報に該当すると考える部分がある場合は、あらかじめ文書により申し出ること。

#### 15 日程

内 容	期 日
公告	令和8年1月13日（火）
現地見学会申込締切	令和8年1月21日（水）
現地見学会	令和8年1月26日（月）
質問受付締切り	令和8年1月30日（金） 17時まで
質問回答	令和8年2月 6日（金）
参加表明書受付締切	令和8年2月20日（金） 17時まで
第1次審査	令和8年2月27日（金） 予定
提案書等受付締切	令和8年3月16日（月） 17時まで
第2次審査（プレゼンテーション）	令和8年3月23日（月）
結果通知	令和8年4月上旬予定
契約締結	令和8年4月以降

16 担当課（提出先・問合せ先）

〒919-0292 福井県南条郡南越前町東大道 29-1

南越前町 保健福祉課

電話 0778-47-8007

FAX 0778-47-3605

電子メール hoken@town.minamiechizen.lg.jp

17 施行期間

本要領は、令和8年1月13日から施行し、本プロポーザルの終了をもって廃止する。